静岡県告示第183号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施する。 令和6年3月15日

静岡県知事 川勝平太

1 実施の対象となる疾病、目的、実施区域、家畜の種類・範囲、実施の期日及び検査の方法

中のヨーネ 発生 函南町(家畜保健衛生 次のいずれかに該当する生後 令和6年4月1 家畜伝染 所長が指定する区域に 限る。)、富士宮市(家 畜保健衛生所長が指定 する区域に限る。)、静 岡市(家畜保健衛生所 長が指定する区域に限 る。)、浜松市中央区(家畜保健衛生所長が指定 する目的で飼育している雄牛 さる目的で飼育している雄牛 さる目ので飼育している雄牛 さる目ので飼育している ない 変音保健衛生所長が指定する区域に限 る。)、浜松市中央区(家畜保健衛生所長が指定する区域に限 る。)、浜松市中央区(家畜保健衛生所長が指定する区域に限 る。)、浜松市中央区(家畜保健衛生所長が指定する日本の施設内 で飼育している牛 を利用・袋井市、湖西市上記区域を除く県下全域 ある牛 来綿状脳症に関する特定家 合和6年4月1 家畜伝染病防疫指針においてサーベイランスの対象とされる牛、又は家畜保健衛生所長が必要と 期間 認める牛 スは家畜保健衛生所長が必要と 期間 第2項に める方法 なる は またい		豕とな	この疾病、日的、美虺区域	、家台の種類・範囲、美胞の期間	コ及い快宜の万伝	· I
病 予防 所長が指定する区域に 限る。)、富士宮市(家 畜保健衛生所長が指定 する区域に限る。)、静 岡市(家畜保健衛生所長が必要と認める牛 1 搾乳の用に供し、又は供す っち家畜保健衛 する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供す する家畜保健衛 する目的で飼育している雄牛 3 前2項の牛と同一の施設内 で飼育している牛 2 前の重要と認 ある中 2 東下全域 なる。)、兵松市中央区(家畜保健衛生所長が指定する区域に限る。)、磐田市、袋井市、湖西市上記区域を除く県下全 域 かる牛 本綿状脳症に関する特定家 音伝染病防疫指針においてサーベイランスの対象とされる牛、又は家畜保健衛生所長が必要と 認める牛 スは家畜保健衛生所長が必要と 期間 第2項に める方法 3月31日までの 規則第9 第2項に める方法 3 最初の手足が必要と 記める牛 スは家畜保健衛生所長が必要と 期間 第2項に める方法 3 最初の手足が必要と 記める 4 まがら令和7年 7 時法施 3 月31日までの 規則第9 第2項に める方法 3 最初の手足が必要と 記める 4 まがら令和7年 7 予防法施 3 月31日までの 規則第9 第2項に める方法 3 最初の手足が必要と 記める 4 まがら令和7年 7 予防法施 3 月31日までの 規則第9 第2項に める方法 3 保健衛生所長が必要と 別間 第2項に める 5 大会 4 大会 4 月 1 なる 5 大会 4 大会 4 月 1 よる 4 大会 4 月 1 よる 4 大会 4 月 1 よる 4 月 1 よる 4 大会 4 月 1 よる 4 大会 4 月 1 日本 4 月 1 日本 4 大会 4 月 1 日本 4 月 1 日本 4 月 1 日本 4 大会 4 月 1 日本 4 月 1 日本 4 日本 4 月 1 日本 4 日本 4 月 1 日本 4 月 1 日本 4 日本	対象疾病	目的	実施区域	家畜の種類・範囲	実施の期日	検査の方法
限る。)、富士宮市(家畜保健衛生所長が指定する区域に限る。)、静岡市(家畜保健衛生所長が指定する区域に限る。)、静岡市(家畜保健衛生所長が指定する区域に限る。)、浜松市中央区(家畜保健衛生所長が指定する区域に限る。)、浜松市中央区(家畜保健衛生所長が指定する区域に限る。)、浜松市中央区(家畜保健衛生所長が指定する区域に限る。)、整田市、袋井市、湖西市上記区域を除く県下全域ある牛本の伝達性発生果下全域を含される牛、スは家畜保健衛生所長が必要と認める牛本の伝達性発生果下全域を含される牛、スは家畜保健衛生所長が必要と認める牛本の対象とされる牛、スは家畜保健衛生所長が必要とと認める牛が必要と認める牛が必要と認める牛が必要と認める牛が必要と認める牛が必要と認める牛が必要と認める牛が必要と認める牛が必要と認める牛が必要と認める牛が必要と認める牛が必要と認める牛がの方法に対して、自から令和7年が決法に対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	牛のヨーネ	発生	函南町(家畜保健衛生	次のいずれかに該当する生後	令和6年4月1	家畜伝染病
審保健衛生所長が指定 する区域に限る。)、静	病	予防	所長が指定する区域に	180日齢以上の牛、又は家畜保	日から令和7年	予防法施行
する区域に限る。)、静岡市(家畜保健衛生所長が指定する区域に限る。)、浜松市中央区(家畜保健衛生所長が指定する区域に限る。)、浜松市中央区(家畜保健衛生所長が指定する区域に限る。)、磐田市、袋井市、湖西市上記区域を除く県下全域。 第一年の伝達性 発生 海綿状脳症に関する特定家 音伝染病防疫指針においてサーベイランスの対象とされる年、又は家畜保健衛生所長が必要と認識のる年。 スは家畜保健衛生所長が必要と関盟のる年。 スは家畜保健衛生所長が必要と関助間 第2項にある方法よる検査がよりの人業を関する特定の対象とされる年、スは家畜保健衛生所長が必要と関助間 第2項にある方法とる検査を対しているが、カー・イー・イー・イー・バー・イー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー			限る。)、富士宮市(家	健衛生所長が必要と認める牛	3月31日までの	規則第9条
岡市(家畜保健衛生所 長が指定する区域に限 る。)、浜松市中央区(家畜保健衛生所長が指定する区域に限る。)、 浜松市中央区(家畜保健衛生所長が指定する区域に限る。)、 磐田市、袋井市、湖西市 上記区域を除く県下全 域 ちる牛 中の伝達性 発生 県下全域 ちる牛 中海綿状脳症に関する特定家 音伝染病防疫指針においてサーベイランスの対象とされる牛、スは家畜保健衛生所長が必要と 期間 第2項に める方法 よる検査 めん羊及び 発生 県下全域 18か月齢以上で死亡しためん 中和6年4月1 家畜伝染 ある牛 対の伝達 予防 第2項に ある方法 よる検査 サーダの伝達 予防 第2項に カスカス カスカス カスカス カスカス カスカス カスカス カスカス カス			畜保健衛生所長が指定	1 搾乳の用に供し、又は供す	期間において、	第2項に定
長が指定する区域に限 する目的で飼育している雄牛 生所長が指定する日 で飼育している雄牛 さいる は で飼育している は で飼育している 生 で で に で に で に で に で に で に で に で に で に			する区域に限る。)、静	る目的で飼育している雌牛	当該区域を管轄	める方法に
る。)、浜松市中央区(家畜保健衛生所長が指定する区域に限る。)、整田市、袋井市、湖西市上記区域を除く県下全域がある牛牛の伝達性発生県下全域がある牛牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針においてサーベイランスの対象とされる牛、スは家畜保健衛生所長が必要と認める牛スは家畜保健衛生所長が必要と期間第2項にある方法よる検査がよる大き、表して、大きないのでである。第131日までの場別第9第2項にはおいて達予防ながある生まる、大きないのである方法よる検査がある。また、大きないのでは、いきないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、いきないのでは、ないのでは、いきないのでは、ないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、いきないのでは、ないのではないのではないのではないのでは、いきないのでは、いきないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは			岡市(家畜保健衛生所	2 種付けの用に供し、又は供	する家畜保健衛	よる検査
家畜保健衛生所長が指 定する区域に限る。)、 磐田市、袋井市、湖西市 上記区域を除く県下全 域 める牛 牛の伝達性 発生 県下全域 牛海綿状脳症に関する特定家 令和6年4月1 家畜伝染 海綿状脳症 予防			長が指定する区域に限	する目的で飼育している雄牛	生所長が指定す	
定する区域に限る。)、 磐田市、袋井市、湖西市 上記区域を除く県下全 域 める牛 牛の伝達性 発生 県下全域			る。)、浜松市中央区(3 前2項の牛と同一の施設内	る日	
磐田市、袋井市、湖西市 上記区域を除く県下全 域 家畜保健衛生所長が必要と認 める牛 牛の伝達性 発生 海綿状脳症 予防 単下全域 牛海綿状脳症に関する特定家 畜伝染病防疫指針においてサー ベイランスの対象とされる牛、 又は家畜保健衛生所長が必要と 認める牛 日から令和7年 予防法施 3月31日までの 規則第9 第2項に める方法 よる検査 めん羊及び 発生 山羊の伝達 予防 性海綿状脳 症 県下全域 18か月齢以上で死亡しためん 羊又は山羊 令和6年4月1 家畜伝染 予防法施 3月31日までの 規則第9 世海綿状脳 症 第3月31日までの 規則第9 地域の表生 18か月齢以上で死亡しためん 新13月31日までの 規則第9 地域の表生 18か月齢以上で死亡しためん 新13月31日までの 規則第9 地域の表生 18か月齢以上で死亡しためん 新13月31日までの 規則第9 地域の表生 18か月齢以上で死亡しためん 新13月31日までの 規則第9 地域の表生 18か月齢以上で死亡しためん 新13月31日までの 規則第9 地域の表生 現別第9 第2項に 地域の表生 現別第9 第2項に			家畜保健衛生所長が指	で飼育している牛		
上記区域を除く県下全域 家畜保健衛生所長が必要と認める牛 牛の伝達性 発生 海綿状脳症 予防 中海綿状脳症に関する特定家 畜伝染病防疫指針においてサーベイランスの対象とされる牛、又は家畜保健衛生所長が必要と 認める牛 令和6年4月1 家畜伝染 予防法施 3月31日までの規則第9第2項に 2000 を 2000			定する区域に限る。)、			
域			磐田市、袋井市、湖西市			
牛の伝達性 発生 海綿状脳症 海綿状脳症牛海綿状脳症に関する特定家 合和6年4月1 育品 高伝染病防疫指針においてサー イランスの対象とされる牛、 又は家畜保健衛生所長が必要と 認める牛日から令和7年 第2項に める方法よる検査めん羊及び 発生 山羊の伝達 性海綿状脳 症県下全域18か月齢以上で死亡しためん 羊又は山羊令和6年4月1 京畜伝染 予防法施 3月31日までの 財間家畜伝染 予防法施 第2項に			上記区域を除く県下全	家畜保健衛生所長が必要と認		
海綿状脳症予防畜伝染病防疫指針においてサーベイランスの対象とされる牛、スは家畜保健衛生所長が必要と期間目から令和7年 予防法施規則第9第2項にある牛めん羊及び発生 山羊の伝達 性海綿状脳症県下全域18か月齢以上で死亡しためん 令和6年4月1 羊又は山羊令和6年4月1 日から令和7年 ・おおた施 ・おいちつれ7年 ・予防法施 ・規則第9期間			域	める牛		
ベイランスの対象とされる牛、 又は家畜保健衛生所長が必要と 認める牛 3月31日までの 期間 規則第9 第2項に める方法 よる検査 めん羊及び 発生 山羊の伝達 予防 性海綿状脳 症 県下全域 18か月齢以上で死亡しためん 羊又は山羊 令和6年4月1 日から令和7年 予防法施 3月31日までの 規則第9 期間 家畜伝染 予防法施 現則第9	牛の伝達性	発生	県下全域	牛海綿状脳症に関する特定家	令和6年4月1	家畜伝染病
又は家畜保健衛生所長が必要と 期間 第2項に める方法 よる検査 めん羊及び 発生 県下全域 山羊の伝達 予防 性海綿状脳 症 18か月齢以上で死亡しためん 令和6年4月1 家畜伝染 羊又は山羊 日から令和7年 予防法施 3月31日までの 規則第9 期間 第2項に	海綿状脳症	予防		畜伝染病防疫指針においてサー	日から令和7年	予防法施行
認める牛 める方法 よる検査 おん羊及び 発生 県下全域 18か月齢以上で死亡しためん 令和6年4月1 家畜伝染				ベイランスの対象とされる牛、	3月31日までの	規則第9条
よる検査 めん羊及び 発生 県下全域 18か月齢以上で死亡しためん 令和6年4月1 家畜伝染 山羊の伝達 予防 羊又は山羊 日から令和7年 予防法施 性海綿状脳				又は家畜保健衛生所長が必要と	期間	第2項に定
めん羊及び 発生県下全域18か月齢以上で死亡しためん令和6年4月1家畜伝染山羊の伝達予防羊又は山羊日から令和7年予防法施性海綿状脳3月31日までの規則第9症期間第2項に				認める牛		める方法に
山羊の伝達 予防 性海綿状脳 第3月31日までの 規則第9 期間 第2項に						よる検査
性海綿状脳 3月31日までの 規則第9 症 期間 第2項に	めん羊及び	発生		18か月齢以上で死亡しためん	令和6年4月1	家畜伝染病
症 期間 第2項に	山羊の伝達	予防		羊又は山羊	日から令和7年	予防法施行
	性海綿状脳				3月31日までの	規則第9条
める方法	症				期間	第2項に定
						める方法に
よる検査						よる検査

腐蛆病	発生	県下全域	養蜂振興法の規定により蜜蜂	令和6年4月1	臨床検査及
	予防		の飼育の届出を行った者が飼育	日から令和7年	び細菌学的
			する蜂群(ただし、反復利用可	3月31日までの	検査
			能な蜂房(巣礎または巣脾を備	期間において、	
			えた可動式巣板) を用いずに飼	当該区域を管轄	
			育される蜜蜂を除く。)、又は	する家畜保健衛	
			家畜保健衛生所長が必要と認め	生所長が指定す	
			る蜂群	る日	
豚のオーエ	発生	県下全域	次のいずれかに該当する豚の	令和6年4月1	ラテックス
スキー病	予防		うち家畜保健衛生所長が必要と	日から令和7年	凝集反応又
			認める豚	3月31日までの	は酵素免疫
			1 繁殖の用に供し、又は供す	期間において、	測定法及び
			る目的で飼育している雌豚	当該区域を管轄	間接蛍光抗
			2 種付の用に供し、又は供す	する家畜保健衛	体法又は中
			る目的で飼育している雄豚	生所長が指定す	和試験によ
			3 肉用に供し、又は供する目	る日	る検査
			的で飼育している豚		
豚熱	発生	県下全域	豚熱に関する特定家畜伝染病	令和6年4月1	酵素免疫測
	予察		防疫指針に基づく調査対象とな	日から令和7年	定法による
			り、家畜保健衛生所長が必要と	3月31日までの	検査又は中
			認める豚、又は飼育しているい	期間において、	和試験
			のしし	当該区域を管轄	
				する家畜保健衛	
				生所長が指定す	
				る日	
牛のアカバ	発生	県下全域	越夏していない牛、又は当年	令和6年4月1	中和試験に
ネ病	予察		4月末時点で抗体陰性の牛のう	日から令和7年	よる検査
			ち家畜保健衛生所長が必要と認	3月31日までの	
			める牛	期間において、	
				当該区域を管轄	
				する家畜保健衛	
				生所長が指定す	
				る日	
	Ī				

高病原性鳥	発生	県下全域	高病原性鳥インフルエンザ及	令和6年4月1	酵素免疫測
インフルエ	予察		び低病原性鳥インフルエンザに	日から令和7年	定法による
ンザ及び低			関する特定家畜伝染病防疫指針	3月31日までの	検査、寒天
病原性鳥イ			に基づくモニタリングの対象と	期間において、	ゲル内沈降
ンフルエン			なる家きん	当該区域を管轄	反応検査、
ザ				する家畜保健衛	ウイルス学
				生所長が指定す	的検査
				る目	

2 その他

牛の伝達性海綿状脳症、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、牛のアカバネ病、豚のオーエスキー病、 豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査については、静岡県手数料徴収条 例(平成12年静岡県条例第25号)及び静岡県畜産関係使用料及び手数料条例(昭和33年静岡県条例第11 号)の規定による手数料は徴収しない。

実施の細部については、当該地域を管轄する家畜保健衛生所長の指示による。